

高知県公衆浴場法施行細則 新旧対照表

改正後	改正前
(水質検査) 第5条 条例別表の2の(11)の水質検査は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行うものとする。 2 条例第8条第2項及び別表の2の(11)の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めるときは、濁度及び有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。	(水質検査) 第5条 条例別表の2の(13)の水質検査は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行うものとする。 2 条例第8条第2項及び別表の2の(13)の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めるときは、濁度及び有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

改正後	改正前																												
別記 第1号様式（第7条関係） 年 月 日 保健所長 様 申請者 郵便番号 住所 氏名 〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の職・氏名 〕 電話番号 生年月日 年 月 日 公衆浴場営業許可申請書 公衆浴場の営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">公衆浴場</td> <td>所在地</td> <td>郵便番号</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）</td> </tr> <tr> <td>営業施設の構造設備</td> <td>別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。</td> </tr> <tr> <td>営業開始予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table>	公衆浴場	所在地	郵便番号	名称	電話番号	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）	営業施設の構造設備	別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。	営業開始予定年月日	年 月 日	公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無		有 ・ 無	別記 第1号様式（第7条関係） 年 月 日 保健所長 様 申請者 郵便番号 住所 氏名 〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の職・氏名 〕 電話番号 生年月日 年 月 日 公衆浴場営業許可申請書 公衆浴場の営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">公衆浴場</td> <td>所在地</td> <td>郵便番号</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）</td> </tr> <tr> <td>営業施設の構造設備</td> <td>別紙2による。</td> </tr> <tr> <td>営業開始予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table>	公衆浴場	所在地	郵便番号	名称	電話番号	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）	営業施設の構造設備	別紙2による。	営業開始予定年月日	年 月 日	公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無		有 ・ 無
公衆浴場		所在地	郵便番号																										
		名称	電話番号																										
		種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）																										
		営業施設の構造設備	別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。																										
	営業開始予定年月日	年 月 日																											
公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無		有 ・ 無																											
公衆浴場	所在地	郵便番号																											
	名称	電話番号																											
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）																											
	営業施設の構造設備	別紙2による。																											
	営業開始予定年月日	年 月 日																											
公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無		有 ・ 無																											

改正後	改正前
(裏面) 注 1 次に掲げる書類を添えてください。 (1) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (2) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書 (3) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書 (4) 営業施設の構造設備を示した図面等 ア 営業施設の配置図(外構図)及び平面図(敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ボイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの) イ 湯水の配管系統図(貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。) ウ ア及びイに掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要であると認める図面等 (5) 一般公衆浴場の場合は、その周囲300メートル以内の見取図並びに最寄りの一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場までの距離を明らかにした書類 (6) その他の公衆浴場の場合は、位置図 (7) 温泉を利用する公衆浴場の場合は、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定による温泉の利用の許可に係る許可証の写し (8) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場の場合は、別紙2によるその含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面 (9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用の承認書の写し (10) 蒸気又は熱気を使用する公衆浴場の場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面(消防法令適合通知書の写し) 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。 3 申請者が公衆浴場の営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。 (1) 「公衆浴場」の「種類」欄又は「営業施設の構造設備」欄に掲げる事項 (2) 1の(4)から(8)までに掲げる書類	(裏面) 注 1 次に掲げる書類を添えてください。 (1) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書 (2) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書 (3) 営業施設の構造設備の平面図 (4) 一般公衆浴場の場合は、その周囲300メートル以内の見取図並びに最寄りの一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場までの距離を明らかにした書類 (5) その他の公衆浴場の場合は、位置図 (6) 温泉を利用する公衆浴場の場合は、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定による温泉の利用の許可に係る許可証の写し (7) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場の場合は、別紙1によるその含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面 (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用の承認書の写し (9) 蒸気又は熱気を使用する公衆浴場の場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面(消防法令適合通知書の写し) 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。 3 申請者が公衆浴場の営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。 (1) 「公衆浴場」の「種類」欄又は「営業施設の構造設備」欄に掲げる事項 (2) 注1の(2)から(8)までに掲げる書類

改正後

別紙 1

営業施設の構造設備の仕様書

1 浴室

項目	男性用	女性用	管理者 確認欄
設置構造	男女別に設け、男女の浴室双方及び外部から見通すことができない構造であること。		☐
開放式の窓又は換気設備	開放式窓（ 換気設備（ 箇所） 箇所）	開放式窓（ 換気設備（ 箇所） 箇所）	☐
照明設備	照度（ ルクス）	照度（ ルクス）	☐
給水栓（洗い場）	給水栓（ 間隔（ 個） cm）	給水栓（ 間隔（ 個） cm）	☐
給湯栓（洗い場）	給湯栓（ 間隔（ 個） cm）	給湯栓（ 間隔（ 個） cm）	☐
シャワー設備	個	個	☐
床面の材質及び適当な勾配の有無	材質（ 口適当な勾配	材質（ 口適当な勾配	☐
使用後の湯水等の浴槽内流入	洗い場で使用された湯水及びオーバーフロー水が流入しない構造であること。		☐
屋外の浴槽	男女別に設け、男女の浴室双方及び外部から見通すことができない構造であること。 浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等屋内の保温された部分から直接出入りすることができる構造であること。		☐
備考			

備考 1 「照明設備」欄は、床面における照度（ルクス）を可能な限り自主測定した上で記入してください。

2 「床面の材質及び適当な勾配」欄の「適当な勾配」とは、洗い場で使用された湯水等が滞留することのない適当な勾配が設けられていることをいいます。

改正前

別紙 1

含有物質又は医薬品等の名称等

名称		効能	
成分		禁忌症	
用法		入浴方法	
用量		入浴上の注意	

注 公の機関が発行したその含有物質の分析表若しくはその成分に関する証明書又はその医薬品等の製造元を明らかにした書類を添えてください。

改正後

改正前

2 脱衣室等

項目	男性用	女性用	管理者 確認欄
設置構造	男女別に設け、男女の脱衣室双方及び外部から見通すことができない構造であること。		☐
開放式の窓又は換気設備	開放式窓（ ☐ 箇所） 換気設備（ ☐ 箇所）	開放式窓（ ☐ 箇所） 換気設備（ ☐ 箇所）	☐
照明設備（下足場は、〔 〕内）	照度（ ☐ ルクス） 〔 ☐ ルクス〕	照度（ ☐ ルクス） 〔 ☐ ルクス〕	☐
衣類その他の保管設備	ロッカー（ ☐ 人分） 棚（ ☐ 人分）	ロッカー（ ☐ 人分） 棚（ ☐ 人分）	☐
備考			

備考 1 「照明設備」欄は、床面における照度（ルクス）を可能な限り自主測定した上で記入してください。

2 この表に記入したものの以外に脱衣室等がある場合は、別様に記載した書類を添えてください。

3 サウナ室：□有 □無

項目	男性用	女性用	管理者 確認欄
床面の面積	㎡	㎡	☐
床面、内壁及び天井の材質	床面（ ） 内壁（ ） 天井（ ）	床面（ ） 内壁（ ） 天井（ ）	☐
温度調節装置及び温度計の有無	☐ 温度調節装置 ☐ 温度計	☐ 温度調節装置 ☐ 温度計	☐
室内を見通すことができる窓	有 ・ 無	有 ・ 無	☐
蒸気又は熱気の放出口及び放熱パイプ	入浴者に直接接しない構造であること。		☐
備考			

4 浴槽（男性用）

浴槽名	浴槽面積 (㎡)	浴槽容量	原水の種別	循環 系統	ろ過器	飛沫
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
総面積	㎡					
備考						

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。
- 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。
- 3 気泡発生装置等により飛沫が発生する場合は、「飛沫」欄にチェックを入れてください。
- 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

5 浴槽（女性用）

浴槽名	浴槽面積 (㎡)	浴槽容量 (ℓ)	原水の種類	循環 系統	ろ過器	飛沫
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
総面積	㎡					
備考						

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。
- 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。
- 3 気泡発生装置等により飛沫が発生する場合は、「飛沫」欄にチェックを入れてください。
- 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

改正後

改正前

6 浴槽（その他）：□有 □無

浴槽名	浴槽面積 (㎡)	浴槽容量 (ℓ)	原水の種類	循環 系統	ろ過器	飛沫
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ/h) ・ 無	□
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ/h) ・ 無	□
備考						

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。
- 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。
- 3 気泡発生装置等により飛沫が発生する場合は、「飛沫」欄にチェックを入れてください。
- 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

7 給水及び消毒の状況

水道水の供給	直結 ・ 専用水道 ・ 簡易専用水道 ・ その他 ・ 不明
貯水槽	有 (有効容量 ℓ) ・ 無
飲料水原水	水道水 ・ 地下水 ・ 温泉水
浴室の給水栓、給湯 栓及びシャワー原水	水道水 ・ 地下水 ・ 温泉水
備考	

改正後

改正前

8 構造設備の基準適合状況

構造設備	基準及び該当設備の有無	管理者確認欄
貯湯槽	通常の使用状態において、湯水の温度を摂氏60度以上、かつ、最大使用時においても湯水の温度を摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置していること。これにより難しい場合は、貯湯槽内の湯水の消毒ができる構造であること。 湯水を完全に排水することができる構造であること。 □貯湯槽なし □貯湯槽あり	□適合 □非該当
ろ過器	1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。	□適合 □非該当
集毛器	ろ過器の前に置かれていること。	□適合 □非該当
浴槽水の循環設備	連日使用している浴槽水は、浴槽の水面下で補給される構造であること。 浴槽水の悪化を防ぐための措置が講じられていること。 □指示物等あり □その他（ ）	□適合 □非該当
消毒装置等	塩素系薬剤の注入口又は投入口は、原則として浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。	□適合 □非該当
オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽	オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽内の湯水を浴用に供する構造でないこと。これにより難しい場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) オーバーフロー排水管が直接循環配管に接続されていないこと。 (2) オーバーフロー回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行うことができる位置又は構造であること。 (3) オーバーフロー回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられていること。 □オーバーフロー水の利用なし □オーバーフロー水の利用あり	□適合 □非該当
気泡発生装置等	空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。 点検、清掃及び排水が可能な構造であること。 □気泡発生装置等なし □気泡発生装置等あり	□適合 □非該当
水位計	配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式の構造であること。 □配管方式 □センサー方式 □水位計なし	□適合 □非該当
調節箱	清掃を容易に行うことができ、薬剤注入口を設ける等塩素系薬剤等で消毒することができる構造であること。 □調節箱なし □調節箱あり (□薬剤注入口あり □薬剤注入口なし)	□適合 □非該当
配管	配管内の湯水を完全に排水することができる構造であること。 □滞留箇所なし □滞留箇所あり (□排水弁あり □その他 ())	□適合 □非該当

改正後			改正前									
屋内及び 屋外の浴 槽	屋外の浴槽水が配管等を通して屋内の浴槽水に混じることのない構造で あること。	☐ 適合 ☐ 非該当										
備考												
9 管理者 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>緊急時連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					氏名		緊急時連絡先		住所			
氏名		緊急時連絡先										
住所												

改正後

改正前

別紙2

含有物質又は医薬品等の名称等

名称		効能	
成分		禁忌症	
用法		入浴方法	
用量		入浴上の注意	

注 公の機関が発行したその含有物質の分析表若しくはその成分に関する証明書又はその医薬品等の製造元を明らかにした書類を添えてください。

別紙2

宮内省の標準設備の仕様書

		男性		女性	
浴室	床の材質				
	洗い場の面積		㎡		㎡
	浴槽の面積		㎡		㎡
	開閉式の窓	有 ()	無	有 ()	無
	換気設備	有	無	有	無
	浴水栓	間隔	㎜	間隔	㎜
	浴湯栓	間隔	㎜	間隔	㎜
脱衣室	照明設備	W×	個	W×	個
	床の面積		㎡		㎡
	開閉式の窓		㎡		㎡
	換気設備	有	無	有	無
	衣類その他の保管設備	ロッカー	人分	ロッカー	人分
	照明設備	W×	個	W×	個
	床の面積		㎡		㎡
サウナ室	材質	天井			
		内壁			
		床			
	温度計等	温度計	・	温度調節装置	温度計
	内部を見通す窓	有	無	有	無
	屋外の浴槽の面積		㎡		㎡
	下足湯の照明	W×	個	W×	個
	便所	大	個	小	個
	休憩室の面積		㎡		㎡
	使用水	水道水	・	井戸水	・
	循環ろ過機	型式	馬力	型式	馬力
	減圧器	有	無	有	無

改正後

第10号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

宮業者 郵便番号
住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名
電話番号
生年月日 年 月 日

公共浴場営業許可申請書等記載事項変更届

公共浴場営業許可申請書又は公共浴場営業許可届出書に記載した事項について変更がありましたので、公共浴場施設等規則第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公共浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公共浴場 ・ その他の公共浴場（ ）	
	営業許可番号	第	号
	営業許可年月日	年 月 日	
変更事項	変更前		変更後
変更年月日	年 月 日		

注 1 次に掲げる書類又は変更の内容を添えることができる書類を添えてください。

- （1）営業施設の構造設備に係る事項を変更した場合は、次に掲げる書類
 - 営業施設の構造設備を示した図面等
 - 営業施設の配置図（外観図）及び平面図（敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、トイレ等）の構造設備の区分が明示されたもの
 - 給水の配管系統図（貯留槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、換気扇、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。）
 - （ア）及び（イ）に掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要であると認める図面等
 - 営業施設の構造設備の仕様書（別記第1号様式別紙1による。）
 - 建築基準法（昭和55年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
 - 熱気又は熱気を使用する場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防指令適合通知書の写し）
 - （2）建築の含有物質又は建築品等を原料とした製品を使用する場合は、その含有物質又は建築品等の名称等を記載した書面（別記第1号様式別紙2による。）
 - （3）営業者の住所を変更した場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - （4）営業者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書
 - （5）営業者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
 - （6）営業者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - （7）営業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書
- 2 その他の公共浴場の場合は、「公共浴場」の「種類」欄の括弧内に建築利用施設、建築ランド、サウナ風呂、個室付き浴槽等の区別を記入してください。
- 3 変更があった日から10日以内に届け出てください。

改正前

第10号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

宮業者 郵便番号
住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名
電話番号
生年月日 年 月 日

公共浴場営業許可申請書等記載事項変更届

公共浴場営業許可申請書又は公共浴場営業許可届出書に記載した事項について変更がありましたので、公共浴場施設等規則第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公共浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公共浴場 ・ その他の公共浴場（ ）	
	営業許可番号	第	号
	営業許可年月日	年 月 日	
変更事項	変更前		変更後
変更年月日	年 月 日		

注 1 次に掲げる書類又は変更の内容を添えることができる書類を添えてください。

- （1）営業施設の構造設備に係る事項を変更した場合は、次に掲げる書類
 - 営業施設の構造設備の平面図
 - 営業施設の構造設備の仕様書（別記第1号様式別紙2による。）
 - 建築基準法（昭和55年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
 - 熱気又は熱気を使用する場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防指令適合通知書の写し）
 - （2）建築の含有物質又は建築品等を原料とした製品を使用する場合は、その含有物質又は建築品等の名称等を記載した書面（別記第1号様式別紙1による。）
 - （3）営業者の住所を変更した場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - （4）営業者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書
 - （5）営業者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
 - （6）営業者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - （7）営業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書
- 2 その他の公共浴場の場合は、「公共浴場」欄の括弧内に建築利用施設、建築ランド、サウナ風呂、個室付き浴槽等の区別を記入してください。
- 3 変更があった日から10日以内に届け出てください。